

厚生労働省告示第八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一 (略)	一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）第一号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号）第一号及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百五号）第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価（以下「一単位の単価」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、生活介護、短期入所、自立訓練及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十二に規定する就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）、法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）並びに法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援（以下「指定計画相談支援」という。）については十円、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスについては八・五円に次の表の上欄に掲げる法第三十六条第一項に規定するサービス事業所、法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等、法第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所又は法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じ

地域区分		サービス種類	割合
一級地	二級地		
就労継続支援 自立訓練 就労移行支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 重度障害者等包括支援 就労定着支援 自立生活援助 地域相談支援	就労継続支援 自立訓練 就労移行支援 共同生活援助 施設入所支援 生活介護 計画相談支援 地域相談支援 自立生活援助 就労定着支援	就労継続支援 自立訓練 就労移行支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 重度障害者等包括支援 就労定着支援 自立生活援助 地域相談支援	千分の千百十四 千分の千百十八 千分の千百二十 千分の千百二十一 千分の千百三十一 千分の千百六十一 千分の千九十一 千分の千九十四 千分の千九十六

て同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分		サービス種類	割合
一級地	二級地		
就労継続支援 自立訓練 就労移行支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 重度障害者等包括支援 (新設) (新設) 地域相談支援	就労継続支援 自立訓練 就労移行支援 共同生活援助 施設入所支援 生活介護 計画相談支援 地域相談支援 (新設) (新設) 地域相談支援	就労継続支援 自立訓練 就労移行支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 重度障害者等包括支援 (新設) (新設) 地域相談支援	千分の千百三 千分の千百六 千分の千百八 千分の千百十 千分の千百十九 千分の千四十四 千分の千八十六 千分の千八十九 千分の千九十

		六級地	
広島県	広島市、府中町	広島県	(削る)
福岡県	福岡市	福岡県	(削る)
宮城県	仙台市	宮城県	(削る)
茨城県	古河市、龍ヶ崎市、ひたちなか市、那珂市、大洗町、東海村、阿見町、利根町	茨城県	(削る)
栃木県	宇都宮市、下野市、野木町	栃木県	(削る)
群馬県	高崎市	群馬県	(削る)
埼玉県	川越市、川口市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊奈町、三芳町、宮代町、杉戸町、松伏町	埼玉県	(削る)
千葉県	木更津市、野田市、茂原市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、白井市、酒々井町	千葉県	(削る)
東京都	武蔵村山市、奥多摩町	東京都	(削る)
神奈川県	三浦市、秦野市、葉山町、大磯町、二宮町、清川村	神奈川県	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

		六級地	
(新設)	(新設)	北海道	(新設)
宮城県	名取市、多賀城市、村田町、七ヶ浜町、利府町	宮城県	(新設)
茨城県	結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、つくばみらい市、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町	茨城県	(新設)
栃木県	栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、下野市、壬生町、野木町	栃木県	(新設)
群馬県	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、みどり市、榛東村、玉村町、千代田町、大泉町	群馬県	(新設)
埼玉県	熊谷市、春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、桶川市、久喜市、八潮市、蓮田市、坂戸市、幸手市、日高市、吉川市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、宮代町、杉戸町、白岡町、松伏町	埼玉県	(新設)
千葉県	野田市、東金市、流山市、八街市、富里市、山武市、酒々井町、栄町、大網白里町	千葉県	(新設)
東京都	東大和市、武蔵村山市、瑞穂町	東京都	(新設)
神奈川県	小田原市、三浦市、二宮町、中井町、大井町、箱根町	神奈川県	(新設)
富山県	富山市、南砺市	富山県	(新設)

京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	(削る)	(削る)	(削る)
宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市	彦根市、守山市、栗東市、甲賀市	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、龜山市	岡崎市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、稲沢市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、日進市、愛西市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、蟹江町	静岡市、沼津市、御殿場市	岐阜市			

京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	福井県	石川県		
向日市、長岡京市、木津川市、井手町、笠置町、精華町、南山城村	彦根市、長浜市、甲賀市、高島市、米原市、多賀町	桑名市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、朝日町、川越町	豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、安城市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、知立市、高浜市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、幸田町	浜松市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、裾野市、湖西市、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町	岐南町、笠松町、坂祝町	各務原市、可児市、瑞穂市、海津市、岐南町、笠松町、坂祝町	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、海津市、岐南町、笠松町、坂祝町	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、大町市、下諏訪町、筑北村	福井市	金沢市

宮城県	名取市
茨城県	結城市、下妻市、常総市、笠間市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、つくばみらい市、河内町、八千代町、五霞町、境町
栃木県	栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、壬生町、前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、玉村町
群馬県	熊谷市、飯能市、深谷市、坂戸市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、寄居町
千葉県	東金市、君津市、富津市、八街市、富里市、山武市、大網白里市、栄町、長柄町、長南町
東京都	瑞穂町
神奈川県	箱根町
新潟県	新潟市
富山県	富山市、南砺市
石川県	金沢市、内灘町
福井県	福井市
山梨県	甲府市
長野県	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、下諏訪町
岐阜県	大垣市、高山市、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐南町、笠松町、坂祝町
静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤

香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	和歌山県	奈良県	兵庫県	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	
高松市	徳島市	周南市 坂町	東広島市、廿日市市、海田町、熊野町	岡山市	かつらぎ町 和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市	天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町	小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町	城陽市、大山崎町、久御山町、井手町	長浜市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、多賀町	名張市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町	豊橋市、一宮市、半田市、豊川市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、新城市、東海市、高浜市、岩倉市、田原市、清須市、豊山町、大口町、扶桑町、飛島村、阿久比町、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村	枝市、袋井市、裾野市、湖西市、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町

その他	福岡県	北九州市、飯塚市、筑紫野市、太宰府市、糸島市、那珂川町、粕屋町
府県	全ての都道	一級地から七級地まで以外の地域
府県	長崎県	長崎市
府県	佐賀県	佐賀市
<p>備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成三十年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。</p> <p>三 前二号にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第6の1の二及び第9の1のホを算定する場合における一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）第一号（同号の表の中欄に掲げる支援の種類は、障害児入所支援に係る部分に限る。）から第三号までの規定を準用する。</p>		
その他	福岡県	一級地から六級地まで以外の地域
府県	全ての都道	一級地から六級地まで以外の地域
<p>備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十四年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。</p> <p>三 前二号にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十三号）別表介護給付費等単位数表第6の1の八及び第9の1のホを算定する場合における一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）第一号（同号の表の中欄に掲げる支援の種類は、障害児入所支援に係る部分に限る。）から第三号までの規定を準用する。</p>		